

美濃加茂市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和8年2月2日

美濃加茂市監査委員 田中昭則
同 高井実枝

- 1 対象の監査 令和7年度12月支払分の随時監査(財務監査)
- 2 監査実施日 令和8年1月26日
- 3 監査の結果を通知した日 令和8年1月26日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和8年2月2日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
福祉課	【注意】 民生児童委員及び主任児童委員（国（厚生労働大臣）の任命）に対し、任期3年の満了時に市が謝礼品を渡す場合は、要綱もしくは、謝礼品授与の起案及び決裁が必要である。また、支出科目は、報償費が適当である。今回の支出においては、当初予算に計上がなく予算流用が行われたが、次回からは、当初予算の報償費に計上されるべきである。	今後は、謝礼品授与の起案をし、決裁を受けます。 支出科目については、当初予算で報償費に予算計上します。

美濃加茂市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和8年2月17日

美濃加茂市監査委員 田中昭則
同 高井実枝

- 1 対象の監査 令和7年度12月支払分の随時監査(財務監査)
- 2 監査実施日 令和8年1月26日
- 3 監査の結果を通知した日 令和8年1月26日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和8年2月16日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
土木課	<p>【注意】 公園委第10号 蜂屋ナビタウン竹抑制実験検証委託業務については、完成検査が終わり、支払いが終わっているが、竹抑制実験検証の報告書の提出が無い。契約書及び設計書に除草対象面積の明示がない。ヤギの出動頭数のみである。竹抑制実験検証に関する報告書の提出が無い状態で支払うことは不適切である。また、除草の対象面積について、契約時の明示及び実績の確認がなされていないことは不適切である。</p>	<p>今回の委託業務については、除草業務であるにも関わらず実験検証という業務名としたことについて、今後は注意します。 また、比較設計書（通常除草とヤギ除草を比較しヤギ除草の方が安価であることがわかる設計書）には、対象面積が記載してあったにも関わらず、実施設計書に記載し忘れていたことについて、今後は注意します。 なお、除草業務の成果として、現場検査を行い対象面積を確認しております。</p>

土木課	<p>【注意】中之島公園 クリスマス 装飾委託業務については、指 必要なイベント装飾なら、指 定管理者が行う営業の範疇に もしくは、指定管理契約に 算入して、指定管理者が実 施するべきである。</p>	<p>指定管理者との基本協定書 及び年度協定書にある事業、自 主事業と関連のある事業につ いては、指定管理契約に算入す ることを基本とします。</p>
-----	--	---